

水浴場に係る水質判定基準

ア 水浴場に係る水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA (不検出 (検出下限2個/100 mL))	油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼3 mg/L以下)	全透 (1 m以上)
	水質A 100 個/100 mL以下	油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼3 mg/L以下)	全透 (1 m以上)
可	水質B 400 個/100 mL以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m未満～ 50 cm以上
	水質C 1,000 個/100 mL以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m未満～ 50 cm以上
不適	1,000 個/100 mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L超	50 cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

なお、「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度 (*の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(ア) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。

(イ) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

イ 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

(ア) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100 mLを超える測定値が1以上あるもの。

(イ) 油膜が認められたもの。